



平成 30 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 シェアリングテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 引 字 圭 祐
(コード番号 3989 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 CFO 管理本部長 篠 昌義
電話番号 052-414-6025

自己株式の取得に関するお知らせ (会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

シェアリングテクノロジー株式会社（以下：シェアテック）は、平成 30 年 6 月 28 日、会社法第 370 条およびシェアテック定款の定めに基づく取締役会決議に替わる書面決議において、会社法第 459 条第 1 項およびシェアテック定款第 41 条の規定に基づく、自己株式の取得を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

今後、自己株式を駆使した M&A など、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策および株主価値向上を図るためになります。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	50,000 株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 0.82%)
(3) 株式の取得価額の総額	190,000,000 円 (上限)
(4) 取得期間	平成 30 年 7 月 2 日～平成 31 年 7 月 1 日までの 1 年間
(5) 取得方法	市場買付け

(注) 1. シェアテックは、今般の自己株式取得に関して、証券会社との間で買付委託契約を締結する予定であります。

2. 上記買付委託契約において、証券会社が当該契約に従いシェアテック普通株式を取得するには、契約締結時においてシェアテックが保有している重要事実の全てにつき、公表されたかまたはその検討が中止になった旨がシェアテックから証券会社に対して通知される必要がある旨が規定される予定です。したがって、上記表中 (4) に記載の取得期間の開始後でも、上記重要事実に係る通知がなされるまでは、自己株

式の取得は開始されません。重要事実の全てにつき、公表されるまたはその検討が中止になる時期は、現時点では、平成 30 年 9 月期第 3 四半期決算発表日後になることを予定しております。

3. シェアテックは、本日、シェアテック普通株式につき、平成 30 年 8 月 6 日（予定）を効力発生日とする、1 株につき 3 株の割合での株式分割（以下：本株式分割）を決議したことを公表しております。本株式分割の効力発生日以降、上記表中（2）に記載の取得し得る株式の総数は、本株式分割と同じ比率で調整され、かかる調整後、取得し得る株式の総数は、150,000 株となります。
4. 市場動向等により、一部または全部の取得が行われない可能性があります。

（ご参考）平成 30 年 6 月 28 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 6,114,400 株

自己株式数 37,700 株

（注）本株式分割の効力発生日までに株式数に増減がなかったと仮定した場合、当該効力発生日以降、発行済株式総数は 18,343,200 株、自己株式数は 113,100 株となります。

以 上